

2027年国際園芸博覧会 損害保険付保公募実施要領

(趣旨)

第1条 2027年国際園芸博覧会損害保険付保の契約の相手方を公募による場合の手続き等については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会プロポーザル実施事務要領（以下「実施事務要領」という。）に準じるほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、企画提案書作成要領、提案書評価基準及び仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) 公募の手続き
- (3) 企画提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(企画提案書の内容)

第3条 企画提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 保険の補償条件及び引受手続工程
- (2) 保険金等支払い手続き及び事故対応実施体制
- (3) 種目別の提案内容
- (4) その他当該保険に必要な事項

(評価)

第4条 企画提案にかかる評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績（引受実績）
 - (2) 提案内容
 - (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等
- 2 企画提案の評価にあたって、提案者にヒアリングを行う場合がある。
- 3 提案書の内容等を基に、当該保険に適しているかを審査する。
- 4 審査結果に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価項目（着目点含む）及びそのウェイト並びに評価基準の確認

- (2) 提案書の評価
- (3) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 総務部長
 - 委員 財務部長
 - 企画調整部長
 - 運営部長
 - 事業部長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、委員の中より1名を協議により選出し、その職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員が欠席した場合、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
- 6 委員長は、評価結果を公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 入札参加資格審査・業者選定第1委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

- 第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、2026年8月24日から施行する。